

横須賀市総合教育会議傍聴実施要領（案）

（趣旨）

第1条 この要領は、「横須賀市総合教育会議運営要綱」に定めるもののほか、横須賀市総合教育会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

（傍聴人の定員）

第2条 傍聴人の定員は、原則として10人とする。

2 傍聴を希望する者が前項の定員を超えた場合は、抽選で傍聴人を決定する。

（傍聴章）

第3条 傍聴人は、傍聴章（別記様式）の交付を受け、これを常時見えるところに着用しなければならない。

2 傍聴人は、傍聴を終え退場するときは、前項の傍聴章を返却するものとする。

（傍聴席に入ることができない者）

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる物品を携帯する者
- (2) 他人に迷惑を及ぼし、又は秩序を乱すおそれのある者
- (3) 会議の妨害となるおそれがあると認められる物品を携帯する者
- (4) その他議長において傍聴を不相当と認める者

（傍聴人の遵守事項）

第5条 傍聴人は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議構成員及び議長の指名した者の発言に対し、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- (2) 話をし、又は笑って騒ぎ立てないこと。
- (3) 鉢巻き、腕章の類をする等の示威的行為をしないこと。
- (4) 帽子、コート、マフラーの類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。
- (5) 議長が認めた場合以外の飲食はしないこと。
- (6) 写真、ビデオ等を撮影し、又は録音をしないこと。
- (7) コンピュータは会議の妨げにならないよう使用すること。
- (8) むやみに席を離れないこと。
- (9) 前各号に定めるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨げになるような行為をしないこと。

(違反者に対する措置)

第6条 傍聴人が前条の規定に違反したときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、傍聴に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この要領は、平成27年7月22日から施行する。

別記様式（第3条第1項関係）

No. 横須賀市総合教育会議
傍 聴 章
(お帰りの際は事務局へお返してください。)